

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年3月
② 平成5年10月

申立期間①については、20歳に到達してすぐに母親が市の地区市民センターで国民年金の加入手続をし、その後の国民年金保険料も母親が毎月納付していた。母親は、間違いなく平成3年3月に加入手続をしたとしているので、申立期間①が未加入期間とされていることは納得できない。

申立期間②については、転職により生じた、厚生年金保険に挟まれた期間であるが、母親によると、当時母親が勤務していた会社の社会保険労務士に相談したところ、国民年金保険料を納付しなければならない期間であると教えられたため、すぐに地区市民センターに行き、1か月分の保険料を納付したとのことであるので、申立期間②が未加入期間とされていることも納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の母親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は平成3年4月10日に払い出されているが、申立期間①については、申立人は学生であったため任意加入対象者となることから、制度上、加入手続の時点からさかのぼって被保険者資格を取得することはできず、オンライン記録及び市の記録共に、申立人の被保険者資格取得日は制度改正により学生が強制適用となった同年4月1日となっている上、申立人が所持している国民年金手帳にも国民年金被保険者資格日として同年4月1日と記載されており、申立期間①は未加入期間となってい

る。

さらに、申立期間①について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無い上、申立人は、その母親が平成3年3月に加入手続をしたとするのみであり、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

一方、申立期間②については、申立人の国民年金保険料の納付を行った経緯についての申立人の母親の説明は具体的であり、厚生年金保険の資格喪失月については国民年金保険料を納付しなければならないとの供述は実際の制度と一致している上、オンライン記録から、申立人の母親の記憶する社会保険労務士が当時申立人の母親が勤務していた会社の委託社会保険労務士であることが確認できるほか、当該社会保険労務士も「当時、そうした相談を受けた場合、国民年金保険料を納付する必要がある旨教示していた。」と供述していること等から、申立人の母親の供述は信憑^{びよう}性が高いと考えられる。

加えて、申立人は、国民年金被保険者資格を取得した平成3年4月以降、国民年金加入期間に未納は無い上、申立期間②当時、申立人と同居し、その母親が国民年金保険料を納付していたとする申立人の妹についても、20歳到達の4年11月以降、7年2月に厚生年金保険に加入するまで、申立期間②を含め保険料はすべて納付済みであること等を勘案すると、申立期間②についても保険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成5年10月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 844

第1 委員会の結論

申立人の平成 12 年 10 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 10 月

申立期間当時は、毎月の国民年金保険料を翌月の中ごろには納付していた。申立期間の前後を納付しておきながら、申立期間のみ納付を忘れることは有り得ない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、申立人が平成 10 年 5 月 31 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失してから、13 年 2 月 3 日に厚生年金保険被保険者資格を取得するまでの国民年金加入期間における未納期間であるが、申立人は、当時、毎月の国民年金保険料を翌月の中ごろには納付していたとしているところ、オンライン記録から、当該国民年金加入期間のうち、10 年 9 月から 13 年 1 月までの期間は、申立期間を除きすべて毎月中ごろまでには前月分の保険料が納付されていることが確認でき、申立人の供述に不自然な点は無い。

また、申立期間は 1 か月と短期間であることや、申立期間の前後の期間における国民年金保険料の納付状況を踏まえると、あえて申立期間のみ保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 845

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年11月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月から50年12月まで

昭和46年10月ごろにA市で国民年金に加入して以降、51年4月にB県に転出するまで、国民年金保険料を納め続けていた。加入して最初の半年分だけはまとめてA市役所で納め、それ以降は、C市に転居後もずっと集金により納付していた。申立期間だけ納付記録が抜けているのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、申立期間を含む昭和47年12月から61年3月までの期間については国民年金の未加入期間とされていたが、申立期間直後の51年1月から同年3月までの期間について、申立人が同年1月に国民年金保険料をC市において納付したことを示す領収書を所持していたこと等により、当該期間は平成21年8月に納付済期間に訂正されており、行政上の記録管理に不適切な状況がみられる。

また、C市が保管している申立人の国民年金被保険者名簿によると、申立人が同市に居住していた昭和50年11月から51年3月までの期間については未加入期間とされているにもかかわらず、当該名簿の検認記録欄に同年1月から同年3月までの期間について保険料の収納印が押されている上、当該名簿の備考欄に50年11月3日に同市に転入したことが記載されていることから、同市においては、同年11月以降は、申立人は国民年金の納付対象者として取り扱われていた可能性がうかがわれる。

さらに、申立人は、C市においては集金人に国民年金保険料を納付してい

たと供述しているところ、調査の結果、当時同市において集金人制度があったことが確認できる。

これらの状況を勘案すると、申立人は、C市に居住していた期間については国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然であり、申立期間のうち、昭和50年11月及び同年12月については、国民年金保険料を納付していたものと考えられる。

一方、申立期間のうち、昭和47年12月から50年10月までの期間については、申立人が当時居住していたA市が保管している申立人の国民年金被保険者名簿によると、47年12月1日に国民年金被保険者の資格喪失が行われ、併せて申立人の名字が婚姻後の名字に変更された上で、当該期間は未加入期間となっているところ、申立人は、戸籍謄本によると、47年11月*日に婚姻しており、その夫は厚生年金保険に加入しているため国民年金の任意加入対象期間となること等を踏まえると、申立人は、婚姻のため国民年金の任意加入対象となったことを受け、資格喪失の手続を行ったと考えるのが自然である。

加えて、A市に照会したところ、同市では昭和50年度まで印紙検認方式により国民年金保険料を収納していたとしているが、申立人が所持している昭和46年10月発行の国民年金手帳によると、47年11月までは印紙検認記録欄に検認印が押されているが、同年12月以降は検認印が押されておらず、保険料が納付された形跡は見受けられない。

このほか、申立期間のうち、昭和47年12月から50年10月までの期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年11月及び同年12月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を平成4年6月1日とし、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月1日から同年7月1日まで

私は平成4年4月にB事業所（現在は、C事業所）に入社した。2か月間の研修後、同年6月1日からA事業所で勤務していた。しかし、厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について加入の事実が無い旨の回答があった。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及びC事業所から提出された給与明細書から判断すると、申立人が申立期間にA事業所で勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、17万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、当該事業所は平成4年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

しかし、当該事業所に係る商業登記簿謄本及び同僚の供述により、申立期間当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人の申立期間において、厚生年金保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていないと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 988

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和38年8月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、39年7月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、2万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から40年4月まで

私は、昭和36年10月から40年4月までA社に勤務していたが、社会保険事務所の回答では申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和38年8月1日から39年7月1日までの期間については、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、漢字表記においては申立人と同姓同名であるが、氏名の読み方及び生年月日が相違する者が38年8月1日に厚生年金保険の資格を取得し、39年7月1日に資格を喪失していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人と名前及び生年月日が相違する者（氏名がカタカナ表記であり、申立人の名字は同一であるが名前が相違している。）が当該事業所において昭和38年8月1日に厚生年金保険の資格を取得し、39年7月1日に資格を喪失していることが確認できる。

さらに、申立人から提出された当該事業所の給与証明書及び昭和39年分の給与所得の源泉徴収票には、6か月分の厚生年金保険料及び健康保険料に相当する金額が控除されていることが確認できる。

加えて、事業主（申立期間当時の事業主の息子であり、当時は当該事業所

の手伝いをしていた。)及び当該事業所における申立期間当時の同僚に照会したところ、「申立人以外に同姓同名の者はいなかった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和38年8月1日に厚生年金保険の資格を取得し、39年7月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間のうち、昭和38年8月から39年6月までの期間の標準報酬月額については、上記の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和36年10月から38年8月1日までの期間及び39年7月1日から40年4月までの期間については、申立人の当該期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について事業主に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、オンライン記録により、申立人と同時期に当該事業所における厚生年金保険の資格を取得した同僚に照会したところ、既に他界している上、申立人が記憶している同僚のうち、連絡が取れた一人に照会したものの、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等についての供述は得られなかった。

さらに、申立人から提出された当該事業所の給与証明書によると、「最近の月収」欄に昭和40年3月分の給与支給総額が記載されているが、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から3年3月まで

20歳になった時、町役場から国民年金に加入するよう通知が届いた。任意加入であったが、父親が役場で加入を勧められたので、母親が加入手続を行った。国民年金保険料は父親の金融機関の口座からの引き落としにより納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の両親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立期間当時、申立人は学生であるが、申立人の国民年金手帳記号番号は、学生が国民年金の強制適用となった平成3年4月に払い出されている上、A市（旧B町）が保管する申立人の国民年金被保険者名簿にも、「3.4.1学生適用」及び「3年4月16日加入届」と記載されていることから、B町においては、申立人が学生であることを認識した上で、同年4月に国民年金の加入手続を行ったものと考えられる。

さらに、申立期間については、申立人は学生であったため任意加入対象者となるが、任意加入期間については加入手続の時点から遡^{ぞきゆう}及して被保険者資格を取得することはできず、オンライン記録及び市の記録共に申立期間は未加入期間となっている上、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

加えて、申立人の母親は、申立人が20歳の時、役場において申立人の国民年金の加入手続を行った際に職員から国民年金保険料を免除できる旨説明を受けたとしているが、上記のとおり、申立人が20歳の時点では、申立人は任意加入対象者であり、制度上、任意加入期間については保険料を免除す

ることはできないことから、申立内容に不合理な点がみられる。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 847

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から 59 年 3 月まで

昭和 57 年 1 月から在日外国人も国民年金に加入できることになり、実家の父親からも加入を勧められたので、将来のことを考えて加入した。加入してからは、市から送られてきた納付書により、金融機関で毎月国民年金保険料を納付していたと思うので、申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 60 年 1 月 22 日に払い出されており、市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿にも「60. 1. 22」と押印されていることから、申立人の国民年金の加入手続は、同年 1 月ごろに行われたものと考えられるが、その時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続は社会保険事務所（当時）で行ったと主張しているが、申立期間当時の国民年金の加入手続は市町村において行われていたことから、申立人の加入手続に関する記憶に曖昧な点^{あいまい}がみられる上、申立人は、所持している国民年金手帳に記載された「初めて被保険者となった日」が昭和 57 年 1 月 1 日となっているとも主張しているが、当該日付は、保険料の納付の有無にかかわらず、被保険者資格を取得した日が記載されたものであることから、申立人が同日から保険料を納付したことを示すものではなく、加えて、申立人は、国民年金の加入手続を行った際に、在日

外国人が国民年金の強制適用となった同年1月1日までさかのぼって国民年金被保険者資格を取得していることから、当該資格取得年月日を、加入手続を行った時期と錯誤している可能性も考えられる。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 848

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年6月から55年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年6月から55年12月まで
昭和54年6月に、勤務していた事業所が解散したため、妻と共に国民年金に加入した。申立期間当時は、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたので、申立期間について、妻が納付済みであるのに私だけ納付しないということは有り得ない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の妻が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人及びその妻の国民年金への加入について、夫婦共に、申立人が勤務していた事業所が解散した直後の昭和54年6月に同時に夫婦の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の妻の国民年金手帳記号番号は、申立人が厚生年金保険に加入している期間中である53年11月に任意加入により払い出されているのに対し、申立人の記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得日等から判断して、57年1月ごろに払い出されたとみられることから、申立内容に不合理な点がみられる上、申立人の記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間であるほか、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立期間当時の国民年金保険料の納付について、申立人は、その妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとしているが、申立人が所持している申立人及びその妻の保険料の領収書によると、申立人の昭和56年1月から同年12月までの期間の保険料は57年1月8日に過年度納付及び現年度納付により、同年1月から同年3月までの期間の保険料は同年3月20日に

現年度納付により納付されているのに対し、その妻の昭和 54 年度から 56 年度までの保険料は前納されていることから、申立期間当時、申立人及びその妻の納付が同時に行われていた状況は見受けられない。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年9月30日まで
社会保険事務所(当時)から申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答をもらったが、私は申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページ及びその前1ページ後4ページに記載されている申立人以外の女性のうち、脱退手当金の受給資格がある20人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、9人について脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が資格喪失後7か月以内に支給されており、そのうち申立人と同じ資格喪失日で支給決定日が同日となっている者も確認できる上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和21年4月23日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金を支給した記録が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 990

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月5日から25年2月1日まで

私は昭和24年4月5日からA社で勤務していた。同年4月分の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを覚えている。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人と同時期に入社したとする同僚は、「中学校を卒業後、A社で1年くらい勤務していたが、厚生年金保険には加入していなかった。」と供述している上、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に当該同僚の氏名は無いほか、申立期間当時、同社に在籍していた複数の同僚について厚生年金保険被保険者の資格取得日を確認した結果、本人が記憶している入社時期の8か月後から2年後に資格を取得していることから、同社においては、必ずしも入社時に合わせて厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえる。

また、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてA社に照会したところ、当時の資料が残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関係資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に係る申立人の氏名は無く、記載内容に不合理な点は見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。